

教育委員会定例会事項書

令和2年7月28日(火)
11:00～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 森 脇 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第 24 号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第 25 号 三重県地方産業教育審議会委員の任免について

4 報 告 題

報告 1 令和2年度第2回教科用図書選定審議会の結果について

報告 2 令和3年度三重県公立学校教員採用試験第1次選考試験の実施状況について

5 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和2年7月9日(木)

開会 9時30分

閉会 10時26分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、森脇委員、大森委員、黒田委員、北野委員

議事録署名者 大森委員

4 採択議案の件名

議案第20号 三重県文化財保存活用大綱(案)について

議案第21号 職員の懲戒処分について

議案第22号 令和3年度三重県立高等学校の学科の改編について

議案第23号 令和3年度三重県立高等学校入学定員について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和3年度三重県立高等学校入学者選抜について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第24号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和2年7月28日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十年^{三重県人事委員会規則}第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則 1～3 (略)</p>	<p>附則 1～3 (略)</p>
<p>4 条例第十条の規定による失業者の退職手当に係る退職の日が雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に対する第十条の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるのは、「雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六条(各号列記以外の部分に限る。)に規定する理由により退職した者のほか、次に掲げる者」とする。</p>	

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則附則第四項の規定は、令和二年五月一日以降に退職した者について適用する。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

雇用保険法施行規則の一部改正により、雇用保険の特定受給資格者の対象となる離職の理由が追加されたことに伴い、失業者の退職手当の特定退職者の対象となる離職の理由についても同様に規定の整備を行う。

2 改正内容

特定退職者の対象となる離職の理由として、次の理由を追加する。

- ・本人又は同居の親族が新型コロナウイルス感染症の病原体に感染した場合に重症化するおそれのある疾患を有することその他の職業安定局長が定める理由（※）
※厚生労働省職業安定局長通知（令和2年6月8日付け職発0608第2号）において、「本人の職場で感染者が発生したこと又は本人若しくは同居の家族が基礎疾患を有すること等、妊娠中であること若しくは高齢であることから、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職したこと」とされている。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。

報告 1

令和2年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について

令和2年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。

令和2年7月28日提出

三重県教育委員会事務局
小中学校教育課長

令和2年度第2回三重県教科用図書選定審議会の概要について

1 日時

令和2年6月25日(木) 13:30~16:00

2 場所

三重県総合教育センター 第6講義室、物理講義室

3 審議

(1) 「令和3年度使用中学校用教科用図書選定に関する参考資料(案)」について

「令和3年度使用中学校用教科用図書選定に関する参考資料(案)」について、国語、書写、社会(地理的分野)、社会(歴史的分野)、社会(公民的分野)、地図、数学、理科、音楽(一般)、音楽(器楽合奏)、美術、保健体育、技術・家庭(技術分野)、技術・家庭(家庭分野)、英語、道徳の順に、教科書の特徴についてポイントを絞って、該当箇所をプロジェクターで提示しながら説明するとともに、各委員が各教科書を閲覧したうえで、審議を行いました。

① 説明の概要

ア 教科書の全体的な特徴

- 各教科等の見方・考え方を働かせた生徒同士の対話型の活動の場面や、学び方や教科書の使い方が示され、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた工夫がされていること。指導者にとっても日常の授業づくりという観点で指針としやすい構成の工夫が見られる。
- 学習上の参考となるサイトや動画、音声などを紹介するため二次元コードやURLがほぼ全ての教科書に掲載されている。
- 国連総会で2015年に採択され、2030年度までの達成をめざすSDGs(持続可能な開発目標)が多く教科書に掲載されている。

イ 主な内容の追加や変更点

- 英語では、新しく学ぶ単語数が現行の1,200語程度から1,600~1,800語程度となるとともに、小学校と中学校の学びの「接続」が重視され、全6者で中1の冒頭に小学校での学びが復習できるよう工夫されている。
- 社会では、地理・歴史・公民的分野で領土に関する記述が詳しくなるとともに、公民的分野では選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられたことに伴い、主権者教育の充実が図られている。
- 技術では、論理的な思考力を身につけることができるよう「プログラミング教育」が拡充されている。

② 審議の概要

【質問】調査実施項目の「3その他」について、各種目共通で観点を統一できないか。
(回答)各教科の特性があるため、完全に統一するのは難しいが、指摘をふまえ検討したい。

【意見】小学校と中学校の接続について、英語だけでなく他教科についても取り上げてほしい。

(回答)観点1の(7)に「小学校等との関連」を追加し、記述する。

【意見】QRコードと二次元コードと二種類の言葉が使われている。

(回答)訂正するとともに、その他の表現についても精査する。

【意見】三重県に関する記述があることで、生徒の学習に対する意欲がさらに高まると考えられるので、教科書内の三重県に関する事項について記述してはどうか。

(回答)三重県に関する記述等を確認して、参考資料に記す方向で検討を進める。

<審議の結果>

「令和3年度使用中学校用教科用図書選定に関する参考資料(案)」は、事務局から一部修正を行う旨の回答がなされ、修正箇所についての検討は、会長と事務局で行い、決定については会長に一任と決定された。

(2) 三重県教科用図書選定審議会から三重県教育委員会への答申について(資料1参照)

<審議の結果>

「令和3年度使用中学校用教科用図書選定に関する参考資料」の決定後、会長から事務局に答申文を提出することについて承認された。

4 閉会

令和2年6月25日

三重県教育委員会 御中

三重県教科用図書選定審議会

次の事項について、答申します。

令和3年度から中学校で使用する教科用図書の採択について

令和2年4月23日付けで諮問された下記の事項について、本審議会は慎重に審議した結果、別添のとおり結論を得ましたので答申します。

記

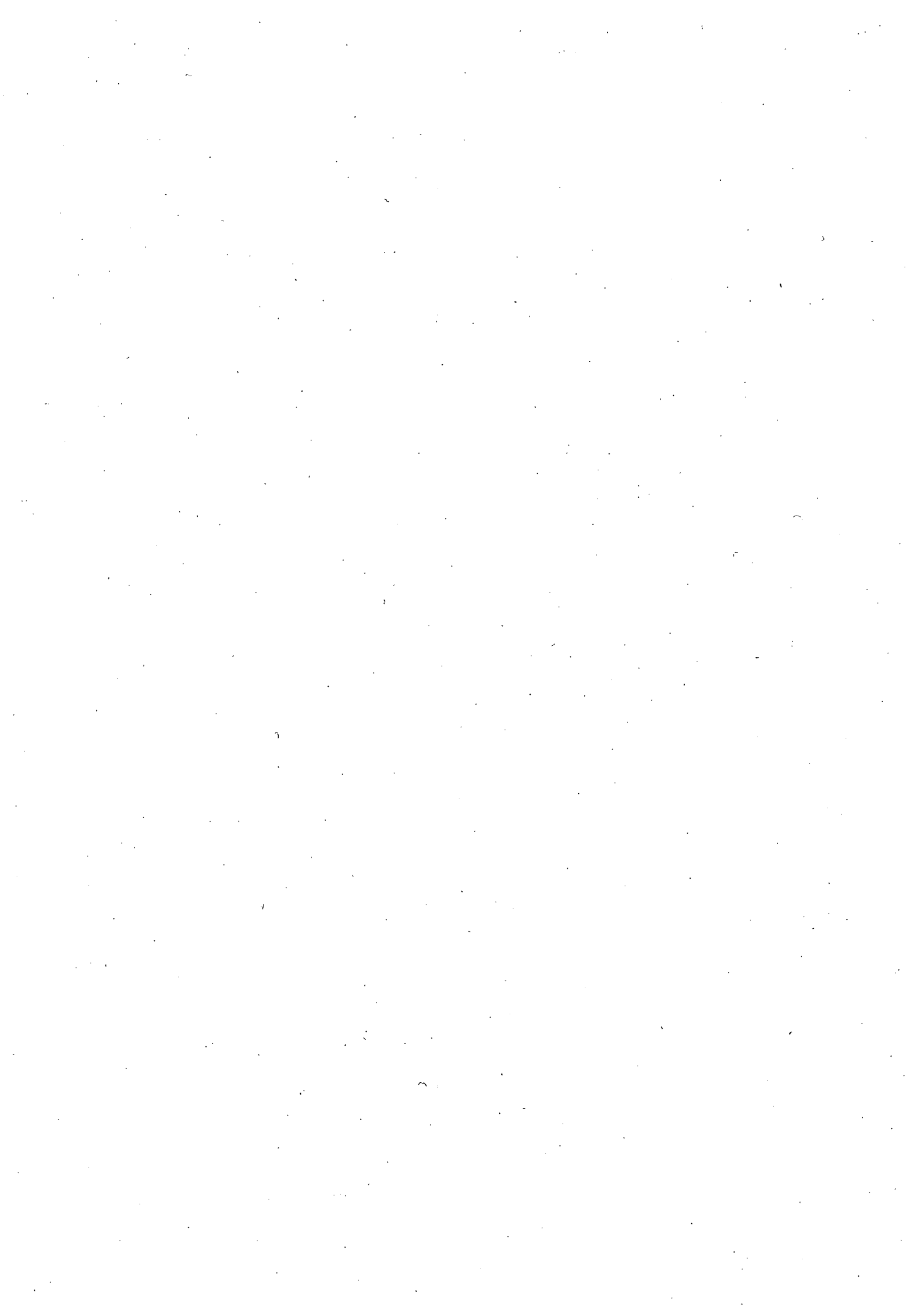
- ・ 教科用図書採択地区協議会規約例
- ・ 中学校で使用する教科用図書の採択基準
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の選任
- ・ 令和3年度使用中学校用教科用図書選定に関する参考資料

令和2年度第2回三重県教科用図書選定審議会

審 議 資 料

審議資料	答申文	1
参考1	諮問文	2
参考2	採択地区協議会規約例	3
参考3	採択基準	6
参考4	調査実施項目	7

令和2年6月25日



令和2年6月25日

三重県教育委員会 御中

三重県教科用図書選定審議会

次の事項について、答申します。

令和3年度から中学校で使用する教科用図書の採択について

令和2年4月23日付けで諮問された下記の事項について、本審議会は慎重に審議した結果、別添のとおり結論を得ましたので答申します。

記

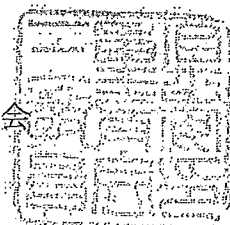
- ・ 教科用図書採択地区協議会規約例
- ・ 中学校で使用する教科用図書の採択基準
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の選任
- ・ 令和3年度使用中学校用教科用図書選定に関する参考資料

参考1

教委第05-8号
令和2年4月23日

三重県教科用図書選定審議会 御中

三重県教育委員会



次の事項について、理由を添えて諮問します。

令和3年度から中学校で使用する教科用図書の採択について

(理由)

県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図ることを目的として、市町等の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言、援助等を行うため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項及び同法施行令第8条の規定に基づき、下記事項についての調査審議を依頼するものである。

記

- ・ 教科用図書採択地区協議会規約例
- ・ 中学校で使用する教科用図書の採択基準
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の選任
- ・ 令和3年度使用教科用図書選定に関する参考資料

※ 関係法令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条、第11条第1項
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条

教科用図書採択地区協議会規約例

〇〇採択地区協議会規約

第一章 総則

(目的)

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、〇〇採択地区内の市町等（市町等の学校組合を含む。）立の小学校及び中学校等において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、〇〇採択地区協議会という。

（協議会を設ける市（町等）の教育委員会）

第3条 協議会は、次に掲げる市（町等）の教育委員会（以下「関係市（町等）教育委員会」という。）が、これを設ける。

- 一 甲市（町等）教育委員会
- 二 乙市（町等）教育委員会
- 三 丙市（町等）教育委員会

第二章 組織

(組織)

第4条 協議会は、委員〇人をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 関係市（町等）教育委員会の教育長
- 二 関係市（町等）教育委員会がそれぞれ指名する関係市（町等）教育委員会の委員
それぞれ1名
- 三 関係市（町等）教育委員会の教科用図書採択事務担当課長
- 四 教育に関し見識を有する者、保護者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、関係市（町等）教育委員会が協議して定めた市（町等）の教育委員会の教育長である委員をもって充てる。

2 会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第7条 会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理することを原則とする。

第三章 会議

(会議の招集)

第9条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市(町等)教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第13条第3項の報告及び三重県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第12条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市(町等)教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

第四章 調査員

第13条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、協議会が種目ごとに〇人委嘱する。

- 3 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。
- 4 より幅広い視点からの意見を反映させ、調査研究の充実を図るため、調査員の中に保護者等を充てる。

第五章 議事録及び資料の公表

第14条 協議会の会議の議事録及び前条第3項の資料については、関係市（町等）教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

第六章 経費の支弁の方法

第15条 協議会に要する費用は、各関係市（町等）の協議により決定した額について、関係市（町等）が負担する。

附則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

[備 考]

採択地区協議会規約運用方針

- 1 第5条、第13条関係
 - ・協議会の委員及び調査員は、教科用図書の採択に直接利害関係を有しない者とする。
- 2 第4条、第5条関係
 - ・各市町等教育委員会が任命する協議会の委員の数は、市町等の実情に応じて原則として各2～4名程度とすること。
 - ・教育に関し見識を有する者、保護者は、市町等教育委員会がそれぞれ任命すること。保護者は、2名以上とすること。
- 3 第13条関係
 - ・調査員の数は、種目ごとに、教科用図書の発行種類数を考慮して6名以内とし、簡素な組織とすること。
 - ・調査員は、各教科に専門的見識を有し、かつ、地域において指導的立場にある者とし、関係市町等教育委員会教育長から候補者の推薦を受け、協議会が委嘱する。

参考3

教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準

令和3年度中学校において使用する教科用図書の採択にあたっては、下記の基準によるものとする。

記

- 1 採択の公正確保を期すること。
- 2 教科用図書採択協議会は原則公開とするなど、開かれた採択に努めること。
各採択地区の教科書展示会において見本本についてのコメントを求めるなど、保護者等の声を参考にすること。
- 3 「教科用図書採択地区協議会規約例」を参考にし、採択地区内の市町等教育委員会が十分協議すること。
- 4 中学校学習指導要領（平成29年3月31日 文部科学省告示第64号）の趣旨を踏まえること。
- 5 従前の採択教科用図書の使用結果を適正に評価するとともに、当該採択地区内の中学校教育の実情を十分勘案すること。
- 6 県教育委員会が作成する「令和3年度使用中学校教科書選定に関する参考資料」を活用すること。
- 7 採択事務の遂行にあたっては、教科用図書の内容についての十分な調査研究を行うこと。
- 8 採択結果及びその理由をはじめとする採択に関する情報の積極的な公表に取り組むこと。

三重県教科用図書選定審議会調査員（中学校調査員）の調査実施項目

1 学習指導要領に定める教科の目標を達成するための工夫

- (1) 各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、問題を見いだして解決策を考える学習など、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた工夫
- (2) 言語能力の育成を図るための工夫
- (3) 情報活用能力の育成に向け、ICTを活用した学習活動の充実を図るための工夫
- (4) 学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりするための工夫
- (5) 各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携した学習を実施するための工夫
- (6) 生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習を促すための工夫
- (7) 他の教科等との関連を図った学習活動を充実するための工夫

2 使用上の便宜

- (1) 内容別配当の分量
- (2) 教材・資料等の分量
- (3) 造本上の特徴、特別な配慮を必要とする生徒への配慮、編集上の工夫等

3 その他

各種目において調査を必要とする事項

報告 2

令和 3 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 1 次選考試験の実施状況について

令和 3 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 1 次選考試験の実施状況について、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 7 月 28 日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長

令和3年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施状況について

第1次選考試験受験状況

		令和3年度採用					令和2年度採用					受験者数の増減 (b) - (e)
		申込者数	受験者数	受験率	採用見込数	実質倍率	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	実質倍率	
		(a)	(b)	(b)/(a)	(c)	(b)/(c)	(d)	(e)	(e)/(d)	(f)	(e)/(f)	
校種等別	小学校	1,093	998	91.3%	約230	4.3	997	920	92.3%	240	3.8	78
	中学校	884	836	94.6%	約124	6.7	865	810	93.6%	115	7.0	26
	高等学校	543	496	91.3%	約42	11.8	651	584	89.7%	62	9.4	△ 88
	特別支援学校	104	102	98.1%	約18	5.7	107	98	91.6%	20	4.9	4
	養護教諭	207	193	93.2%	約18	10.7	175	167	95.4%	22	7.6	26
	栄養教諭	41	36	87.8%	約5	7.2	47	43	91.5%	6	7.2	△ 7
合計		2,872	2,661	92.7%	約437	6.1	2,842	2,622	92.3%	465	5.6	39

※中学校の採用見込数にはスポーツ競技者特別選考（4名）を含みます。

令和3年度三重県公立学校教員採用選考試験
第1次選考試験 実施状況

三重県教育委員会

校種等・教科・科目		採用見込数	申込者数	第1次選考試験 受験者数	
小学校教諭		約230名	1093	998	
中学校教諭	国語	約16名	116	112	
	社会	約16名	152	141	
	数学	約19名	117	108	
	理科	約19名	75	72	
	音楽	約4名	54	52	
	美術	約5名	25	22	
	保健体育	約19名+スポ4名	221	212	
	技術	約3名	9	9	
	家庭	約3名	8	8	
	英語	約16名	107	100	
	小計	約120名+スポ4名	884	836	
高等学校教諭	国語	約3名	56	49	
	地理歴史	世界史	約2名	66	63
		日本史	約2名		
		地理	約1名		
	公民	約2名	34	32	
	数学	約7名	93	83	
	理科	物理	約1名	66	59
		化学	約1名		
		生物	約2名		
	保健体育	約3名	121	112	
	家庭	約3名	16	16	
	工業	機械系	約2名	22	21
		電気・電子系	約2名	8	7
		工業化学系	約2名	7	7
	英語	約7名	51	44	
水産	海洋	約1名	2	2	
	機関	約1名	1	1	
小計	約42名	543	496		
学特別 校教支 援	小学部	約14名	71	69	
	中学部・高等部	音楽	約2名	7	7
		保健体育	約2名	26	26
小計	約18名	104	102		
養護教諭	約18名	207	193		
栄養教諭	約5名	41	36		
合計	約433名+スポ4名	2,872	2,661		

公立学校教員採用選考実施状況

年度		24	25	26	27	28	29	30	31	R2	R3
小学校教諭	申込者数	1,007	1,075	1,083	1,042	1,019	1,026	1,045	999	997	1,093
	受験者数	927	987	1,009	974	936	964	965	919	920	998
	1次合格者数	446	510	567	476	505	508	518	521	507	
	2次合格者数	200	240	290	238	252	247	252	192	240	
中学校教諭	申込者数	979	1044	1042	1032	1020	1,005	939	933	865	884
	受験者数	859	943	950	936	937	907	868	857	810	836
	1次合格者数	320	357	367	369	359	386	358	254	341	
	2次合格者数	125	138	145	138	133	132	126	84	115	
高等学校教諭	申込者数	938	938	891	848	870	806	760	645	651	543
	受験者数	798	803	790	744	760	694	666	550	584	496
	1次合格者数	298	268	304	205	268	178	169	153	179	
	2次合格者数	106	93	111	72	87	61	57	52	62	
特別支援学校教諭	申込者数	73	72	84	77	76	88	97	97	107	104
	受験者数	68	63	82	74	72	82	91	91	98	102
	1次合格者数	37	33	51	36	40	48	42	49	60	
	2次合格者数	16	13	25	16	18	21	17	16	20	
養護教諭	申込者数	226	227	238	218	196	219	224	211	175	207
	受験者数	204	200	213	202	181	201	209	194	167	193
	1次合格者数	36	53	71	60	56	67	77	60	66	
	2次合格者数	12	17	24	23	19	22	28	20	22	
栄養教諭	申込者数	66	66	57	67	53	57	60	55	47	41
	受験者数	47	54	48	54	41	52	52	45	43	36
	1次合格者数	24	16	13	22	14	18	16	9	20	
	2次合格者数	8	5	5	6	5	5	5	3	6	
合計	申込者数	3,289	3,422	3,395	3,284	3,234	3,201	3,125	2,940	2,842	2,872
	受験者数	2,903	3,050	3,092	2,984	2,927	2,900	2,851	2,656	2,622	2,661
	1次合格者数	1,161	1,237	1,373	1,168	1,242	1,205	1,180	1,046	1,173	
	2次合格者数	467	506	600	493	514	488	485	367	465	

注1) 平成14年度採用から盲・聾・養護学校教諭の別枠募集を廃止した。

注2) 平成17、18、19年度採用においては、自立活動教諭(肢体不自由教育)の募集を行い、その他の盲・聾・養護学校教諭は相当校種に含めて募集した。

注3) 平成19年度採用から栄養教諭の募集を開始した。

注4) 平成20年度採用からは盲・聾・養護学校は、特別支援学校に名称変更した。

注5) 平成21年度採用から特別支援学校教諭の募集を開始した。

